

公表用

令和6年第5回
球磨村農業委員会議事録

球磨村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月10日（金） 午前9時開会
2. 開催場所 球磨村役場 3階小会議室
3. 出席農業委員 (6人)
会長（7番）友尻 辰生 職務代理者（6番）内布 敬正
（1番）椎屋 智司 （2番）松野 三千夫 （3番）高沢 正浩
（4番）大無田 満浩
出席農地利用最適化推進委員（6人）
（1分区）吐合 則直 （2分区）糸原 佳代 （3分区）岡 忠康
（4分区）嶽本 基和 （5分区）金栗 ・代 （6分区）大瀬 常喜
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について
第2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可に対する意見決定について
第3 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積
計画による許可に対する意見決定について
第4 その他
6. 農業委員会事務局職員 事務局長 木屋 正行
7. 会議の概要
事務局長 ただいまから令和6年第5回の定例会を開催いたします。初めに友尻会長よりご挨拶をお願いします。
会 長 挨拶、今日は、2件の議案と報告事項でございます。どうぞよろしくお願ひ
します。
事務局長 本日は、全員出席です。球磨村農業委員会会議規則第7条の規定により本総
会総会は成立しました。本会議の議長は、球磨村農業委員会会議規則第8条
の規定により、会長が議事の進行を行うこととなっておりますので会長よろし
くお願いします。
議 長 それではただ今議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の
指名を行います。球磨村農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録
署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

【全員異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録の署名委員は6番委員、1番委員を指名します。なお、本日の会議書記には事務局長を指名します。

議長 以上で日程第1を終わります。

続きまして、日程第2、議案第12号「農地法第3条の規定による許可に対する意見決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案第12号「非農地証明願に伴う農地法第3条の規定による許可に対する意見決定について」を説明します。

説明に入らせていただく前に、7ページの資料で農地法第3条の規定による許可申請書（別添）に記載漏れがありましたので、追加で記載をお願いしたいと思えます。また、10ページの位置図ですが、以前使用した位置図を加工して作成しておりますが、関係ない表記がありましたので、お手元に配布しております位置図と差し替えをお願いします。

資料7ページの記載漏れは、7ページ上の表で所有地の自作地の農地面積が空白になっています。農地面積に12083㎡とその内訳として、田の面積を9009㎡、畑の面積を3074㎡と記入をお願いします。

記載漏れにつきましては以上となります。それでは、議案第12号「農地法第3条の規定による許可に対する意見決定」について説明させていただきます。資料は2ページからでございます。ページを開いていただき、3ページに関係者の一覧表を載せております。次に4ページが申請書の写しですが、1の申請者の氏名等の譲渡人と譲受人は資料のとおりでございます。

続きまして2の許可を受けようとする土地の所在等は大字一勝地乙の6筆で田が3筆、畑の3筆となっております。また、対価についての1反当たりの額は資料のとおりでございます。ページをめくっていただき、6ページをご覧ください。（1）の作付け（予定）の作物及び面積ですが、水稻が871㎡、イモ類が1633㎡となっております。続きまして、（2）の農機具類については、コンバイン、田植え機、トラクターをそれぞれ1台ずつ保有されています。

続きまして、7ページをご覧ください。先ほど追加で記載していただきました保有している農地面積です。農地面積が12083㎡、内訳として田が9009㎡、畑が3074㎡です。貸付地及び借入地はございません。今回の3条申請分を許可していただくと、自作地の田の面積が871㎡、畑の面積が1633㎡と追加となります。続きまして、今回の申請分の所在地の位置図を10ページの掲載しておりますが、先ほどご説明したとおり差し替えをお願いします。また、11ページには、今回申請地の航空写真に該当箇所の表示をしておりますが、少し見にくいかと思えます。12ページの字図の写しを合わせてご覧ください。申請個所は、嶽本集落の初めに、県道すぐ上に民家が1件ございます。その裏側の農地になります。続きまして、13ページが譲渡し人の印鑑証明書の写しと14ページが譲受人の世帯住民票の写しで、15ページから26ペー

ジまでが該当箇所の全部事項証明書の写しを載せております。

なお、事務局では5月2日に現地確認を行いました。また現地写真はお手元に配布しておりますのでご覧ください。以上で説明を終わります。

議 長 議案第12号について、事務局からの説明が終わりました。申請物件については、私が担当となっておりますので、調査報告をいたします。

議 長 4月27日に譲渡人、譲受人に電話連絡を行い、翌28日に私と5分区推進委員と4人で現地立会いを行いました。場所については、先ほど事務局から説明がありましたように、県道のすぐ上になります。譲受人はすぐにでも耕作したいとの気持ちはあるようですが、熊本県の災害に伴う作業道路工事も同時に計画されているようですので、今年度の耕作は無理ではないかと考えています。しかし、近くには本人の水田もあることから、管理上は問題ないと考えています。以上調査報告を終わります

議 長 この件について、5分区推進委員から何か意見はありますか。

5分区推進委員

ただいま調査報告がありましたとおり、私からは特にございませぬ。

議 長 それでは審議に入ります。議案第12号について何かご質疑はありますか。

【 審 議 】

議 長 何かありませんか。異議がないようですのでこれから採決します。異議のない委員は挙手をお願いします。

【 全委員：挙手 】

議 長 全員賛成ですので、議案第12号は、申請どおり決定することといたしました。

議 長 続きまして、日程第3議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画による許可に対する意見決定について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明させていただきます。

資料は27ページからでございます。今回提出されております案件につきましては、新規1件でございます。ページをめくっていただき、30ページに総括表と31ページに一覧表を載せております。それでは、32ページをご覧ください。受付コードは060008号です。新規の申請です。利用権の設定をする者及び設定を受ける者は資料のとおりで、利用権を設定する土地は、大字三ヶ浦乙字寺尾の計4筆です。地目は、台帳、現況ともに田で、面積合計は3,254㎡です。利用内容はともに「水稻」でございます。利用権設定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。利用権の種類は物納による全筆の玄米90キログラムによる賃借権でございます。最後に、経営状況は記載のとおりでございます。申請箇所は、大無田集落の南側のふるさと農道が大久保方面に伸びていると思っておりますが、そ

の途中から林道平野線に入ってすぐの道路左下に広がる水田です。現地写真を配布しておりますのでご覧ください。事務局では5月2日に現地確認を行いました。以上で説明を終わります。

議 長 議案第13号について、事務局からの説明が終わりました。本日案件の受付コード060008号の利用権設定については、5分区推進委員の担当区域となっていますので、意見ををお願いします。

5分区推進委員

ただいま事務局からの説明があったように、きれいに整備されているので問題ないと思います。

議 長 それでは審議に入ります。受付コード060008号の利用権設定について何かありませんか。

【 審 議 】

議 長 何かありませんか。異議がないようですのでこれから採決します。異議のない委員は挙手をお願いします。

【 全委員：挙手 】

議 長 全員賛成ですので、受付コード060008号の利用権設定については申請どおり決定することといたしました。

議 長 続きまして、日程第5のその他について、事務局より報告事項をお願いします。

事務局 報告事項について説明。

議 長 これをもちまして、本日予定しました定例会日程は全て終了しましたので会議を閉じます。令和6年第5回、球磨村農業委員会4月期定例会を閉会します。お疲れ様でした。

午前10時5分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年5月10日

議 長	友尻 辰生
署名委員	6 番 _____
署名委員	1 番 _____